

# 一般社団法人北海道卸売市場協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北海道卸売市場協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、卸売市場を取り巻く環境の変化を的確に把握し、その運営への影響を調査・分析し、情報発信するなど、北海道内における卸売市場の共通の利益としての運営の安定と持続的発展を図り、もって生鮮食料品等の流通円滑化と安定的供給に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 法令や国等の施策をはじめ卸売市場の運営に係る経済・社会環境等の変動動向に関する調査・分析等
- (2) 官公庁の政策的補助事業の実施
- (3) 食品の安全、安心対策の推進
- (4) せり人検定学科試験の実施
- (5) 卸売市場における官公庁の施策活用等に関する相談等
- (6) 研修会、調査研究会等の企画及び実施
- (7) 各種情報提供の実施
- (8) 卸売業界における社会貢献等活動の促進
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(事業の区域)

第5条 当法人の事業は、北海道において行うものとする。

## 第3章 会員

(協会の構成員)

第6条 当法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した卸売市場の開設者（ただし、公設卸売市場を除く。）及び卸売事業者
  - (2) 特別会員 道内の公設卸売市場の開設者等で当法人の目的に賛同して入会した団体
- 2 前項の正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書により申し込みをしなければならない。

- 2 入会は、社員総会において別に定める「入退会等規程」に基づいて理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

(会費等)

第8条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、「入退会等規程」に基づき会費等を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、所定の退会届を退会の30日以上前までに提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規程等に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 総会員が同意したとき。
- (4) 当該会員の卸売市場が廃止したとき。
- (5) 除名されたとき。

- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員

としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第12条 社員総会は、第6条第2項の規定により社員となるすべての者をもって構成する。

### (権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

### (招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事会長は、社員総会の日1週間（社員総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは2週間）前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及びその他必要な法定事項を記載した書面で、その通知をしなければならない。

### (議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事会長がこれに当たる。ただし、代表理

事会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 会員は各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(社員総会の決議の省略)

第19条 理事又は会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第20条 理事が会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 会員は、法令の定めるところにより、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会毎にしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第22条 会員は、理事会でその旨の決議があったときは、法令の定めるところにより、書面により議決権を行使することができる。

2 前項の規定による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、

総会の招集通知に記載された議決権行使の期限までに行わなければならない。

- 3 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議長が議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及びその会議に出席した理事1名以上が記名押印する。
- 3 前2項の規定に関わらず、第19条の決議の省略及び第20条の報告の省略の場合に作成される議事録においては、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を記載するとともに、その者が記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事会長とし、5名以内を副会長とする。
- 3 専務理事1名、常務理事1名を置くことができる。
- 4 第2項の代表理事会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は代表理事会長を補佐し、業務執行理事は第46条第3項の規程等に基づき、当法人の業務を執行する。
- 4 代表理事会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。  
(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。  
(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の任期が満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事（当法人を主たる勤務場所とする者）に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会で別に定める「常勤役員等の報酬等に関する規程」に基づき報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- (顧問)
- 第32条 当法人の任意機関として顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の承認を経て代表理事会長がこれを選任する。
- 3 顧問は、次の業務を行う。
- (1) 当法人の運営について代表理事会長及び監事の相談に応じ又は意見を述べること。
- (2) 代表理事会長又は理事会から諮問された事項について調査及び研究を行い、当該調査等の報告を行うこと。
- (3) 会長からの委任を受け、事務局の業務運営について指導助言を行うこと。
- 4 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 常勤の顧問(当法人を主たる勤務場所とする者)に対しては、「常勤役員等の報酬等に関する規程」に基づき報酬等を支給する。
- 6 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第33条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事会長、副会長、業務執行理事の選定及び解職

### (開催)

第35条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

- 2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は理事会を開催する。
- (1) 代表理事会長が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事会長以外の理事から代表理事会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規程による請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられ

ない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

- (4) 一般法人法第101条第2項又は第3項に基づき、監事から代表理事会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事会長が欠けたとき又は代表理事会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 代表理事会長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事会長がこれに当たる。ただし、代表理事会長が欠けたとき又は代表理事会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には、適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。ただし、代表理事会長が出席していない場合にあっては、出席した全ての理事及び監事が記名押印するものとする。

3 前項の規定に関わらず、第39条の決議の省略及び前条の報告の省略の場合に作成される議事録においては、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を記載するとともに、その者が記名押印する。

## 第7章 会計等

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事会長が作成し、理事会の承認を受けるとともに、当該年度の定時社員総会において報告しなければならない。

2 新規事業の発生、事業規模の拡大又は縮小若しくは事業の廃止等により前項の書類に大幅な補正を加えることが必要と認められる場合、代表理事会長は補正の書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

3 前2項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿並びに理事及び監事の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 事務局

(事務局)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、代表理事会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営等に関する必要な規程は、代表理事会長が理事会の承認を経て別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第48条 当法人は、社員総会の決議により、他の一般法人法上の法人との間で、合併若しくは事業の全部の譲渡又は譲受をすることができる。

2 当法人は、理事会の決議により、他の一般法人法上の法人との間で、事業の一部の譲渡又は譲受をすることができる。

(解散)

第49条 当法人は、社員総会の決議及びその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、当法人と類似の目的又は事業を営む一般社団法人（非営利型が徹底された法人又は共益的活動法人に限る。）、公益社団法人又は公益財団法人、若しくは国又は地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方

法により行う。

## 第11章 雑則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、代表理事会長が理事会の決議を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第22条に定める設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。  
北海道旭川市東旭川南2条3丁目2番3号  
角谷 靖  
北海道札幌市中央区北1条東2丁目4番地札幌まち家勇崎505号  
勇崎 恒宏  
北海道札幌市中央区北3条西27丁目1番7-205号  
武藤 修  
北海道札幌市厚別区厚別南4丁目9番41号  
田嶋 久嗣  
北海道釧路市入舟6丁目3番24号  
金井 関一  
北海道帯広市西17条南5丁目43番地3  
高嶋 昌宏
- 3 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。  
(1)設立時理事  
角谷 靖、勇崎 恒宏、武藤 修、田嶋 久嗣、金井 関一  
(2)設立時監事  
高嶋 昌宏
- 4 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。  
角谷 靖
- 5 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。
- 6 当法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。

7 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。